

学ぶ

成人年齢 18歳に引き下げ ㊤

実践的な消費者教育を

◇ 今までは授業と現実の社会に距離感やタイムラグがあった。学校は未成年として守られた状態で社会の仕組みを学

成人年齢の引き下げで意義が高まる公民科や消費者教育について、
社会科教育（公民）が専門の真島聖子・愛知教育大准教授「写真」に聞いた。



真島聖子 愛知教育大准教授

- | | |
|-------|--|
| 変わる | <ul style="list-style-type: none"> 一人をどる理由を消す「未成年者取消権」が使えなくなる 親の同意がなくても携帯電話を買う、部屋を借りる、ローン組むようになる 未成年であること「未成年者取消権」が使えなくなる |
| 変わらない | <ul style="list-style-type: none"> 国民年金への加入は20歳から |



公民科の田中見佳教諭は

知識は武器になる 中学から学ぶ必要

◇ 社会に出る準備をする場所としての考え方もあった。これからは、高校生でも成人になり、学校で学ぶことは人ごとではなく、自分の生活と直結する。

なぜ社会科や公民科を学ぶのか。法律を理解し使いこなす能力、政治や税金に関する知識は世の中を渡っていく武器になるからだ。生徒たちは、賢くなるのが自分を守り、困っている友達を助けるのだと伝えた。



成人年齢の引き下げにより、18歳になると高校生でも親の承諾なしに契約を結べるようになる。一方で、社会経験がないために詐欺やトラブルに巻き込まれる危険性も指摘され、4月に始まる新学習指導要領は、契約や消費者問題に関する内容が手厚くなる。現場からは「消費者教育には専門知識が必要で、教員には限界がある」との声も出ている。

（白井春菜、杉浦正至）

二月中旬、愛知県知立市の県立知立高校で、公民科の選択科目「シライズンシップ」の授業を二年生二十二人が受けていた。携帯電話の契約やローンを組み、一人暮らしの部屋を借りる。「成人したら自分で契約できるけど、取り消しできないんだよね」「でも詐欺なら解約できるんじゃないの？」「進学や就職など社会との接点も増えていく「18歳」。これまでに学んだ成人と未成年の違いなどを話し合った。

この二十一人は、一年時には家庭科で消費者の権利と責任を学んだ。二〇二二年度は公民科で弁護士の出前授業を一回受け、その授業の予習や復習時間もあった。会員制交流サイト(SNS)で外国人を装って金をだまし取る困窮

弁護士の出前授業も

「トラブル後の対処法だけでなく、回避するための力を生徒が身に付ける授業が必要だが、担当教員が消費者教育に詳しいとは限らない」と指摘する。詐欺グループや悪質業者は次々と新たな手段で迫ってくるため、学校側が最新の手法や被害の実態を把握するのは難しい。「法律の専門知識があり、新しい事例に日々触れている弁護士ら外部講師の力を借りることで授業を充実させたい」と、同校では一七年度から県の弁護士無料派遣制度を利用している。

愛知県弁護士会が消費者問題の啓発を担う黒柳良子弁護士も「高校生でも成人ならローン組める。人を守る」とを教わってきた生徒らに、信じていいケースばかりではないと誰かが伝えなければ、危険なことにセンサーを動かせるきっかけにしてほしい」と、弁護士が出前授業をする意義を強調。親権に服さなくなっても「高額な買い物をする前に親や先生と周りの大人に相談して」と呼び掛ける。

公民科の授業で、18歳成人を迎える心構えを話し合う生徒ら＝愛知県知立市の知立高校で